

令和５年度
市町村行政における成年後見制度利用促進に関するアンケート調査
《 調 査 結 果 》

調査時期：令和５年９月１４日（木）から令和５年１０月１９日（木）
目 的：徳島県内各市町村における成年後見制度利用促進の取り組み状況の把握
対 象：徳島県内各市町村高齢者福祉担当課および障がい者福祉担当課
調査方法：質問紙法 メールによる送付・回収

市町村長申立の要綱作成状況・親族調査・取組状況【高齢者】

市町村	要綱の形態※	令和4年度以降の改定／その内容		親族調査		事情により親族が申立を行わない場合市町村長申立を行うか	本人・親族申立てが困難であり、成年後見制度利用が必要であると思われた事案について	
				2親等まで	4親等まで		市町村長申立てを行わなかった事案の有無／その理由	
徳島市	①			○		○	なし	
鳴門市	②			○		○	なし	
小松島市	②			○		○	なし	
阿南市	②	○	要綱の統合	○		○	なし	
吉野川市	①			○		○	なし	
阿波市	②			○		○	なし	
美馬市	②			○		○	なし	
三好市	②	○	要綱を統合・様式等の変更	○		○	なし	
勝浦町	②			○		○	なし	
上勝町	②				○	○	なし	
佐那河内村	②	○	個人情報保護条例廃止に伴う改正	○		○	なし	
石井町	②	○	助成上限額の減額・対象者の拡大	○		○	なし	
神山町	②			○		○	なし	
松茂町	①			○		○	なし	
北島町	①			○		○	なし	
藍住町	②			○		○	なし	
板野町	③	○	住民ニーズと情勢に応じた改定は必要と考えているがその時期を明確にできる段階ではない。	○		○	なし	
上板町	②				○	○	なし	
那賀町	②			○		○	なし	
美波町	②			○		○	なし	
牟岐町	②			○		○	なし	
海陽町	①			○		○	なし	
つるぎ町	①	○	助成対象の拡大	○		○	なし	
東みよし町	②			○		○	なし	

※ ①市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱を別に作成している。 ②市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱をひとつにまとめている。

市町村長申立の要綱作成状況・親族調査・取組状況【障がい者】

市町村	要綱の形態※	令和4年度以降の改定／その内容		親族調査		事情により親族が申立を行わない場合市町村長申立を行うか	本人・親族申立てが困難であり、成年後見制度利用が必要であると思われた事案について	
				2親等まで	4親等まで		市町村長申立てを行わなかった事案の有無／その理由	
徳島市	①			○		○	なし	
鳴門市	②			○		○	なし	
小松島市	②			○		○	なし	
阿南市	②	○	要綱の統合	○		○	なし	
吉野川市	①			○		○	なし	
阿波市	②			○		○	なし	
美馬市	②			○		○	なし	
三好市	②	○	要綱を統合・様式等の変更	○		○	なし	
勝浦町	②			○		○	なし	
上勝町	②				○	○	なし	
佐那河内村	②	○	個人情報保護条例廃止に伴う改正	○		○	なし	
石井町	②	○	助成上限額の減額・対象者の拡大	○		○	なし	
神山町	②			○		○	なし	
松茂町	①			○		○	なし	
北島町	①			○		○	なし	
藍住町	②			○		○	なし	
板野町	①			○		○	なし	
上板町	②				○	○	なし	
那賀町	②			○		○	あり	成年後見制度利用について本人の拒否が強かった
美波町	②			○		○	なし	
牟岐町	②			○		○	なし	
海陽町	①			○		○	なし	
つるぎ町	①	○	助成対象の拡大	○		○	なし	
東みよし町	②			○		○	なし	

※ ①市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱を別に作成している。 ②市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱をひとつにまとめている。

市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポート【高齢者】

市町村	市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポートの有無		内容
徳島市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットとのアドバイザー業務委託契約
鳴門市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	成年後見制度無料相談窓口相談員として、リーガルサポートセンターと契約を締結している。 高齢者障がい者権利擁護支援事業として弁護士会と契約を締結している。
小松島市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務を小松島市社会福祉協議会に委託している。 成年後見制度の利用が必要と考えられる案件について専門職(弁護士・司法書士・福祉専門職)に委員を委嘱した地域連携検討会で、市長申立の必要性及び申立類型等について検討及び助言をいただいている。
阿南市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	阿南市成年後見センター(中核機関)、受任調整会議等
吉野川市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿波市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	徳島弁護士会所属の弁護士に相談業務を委託している。
美馬市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	中核機関業務の一部委託により、特定非営利活動法人とくしま絆ネットから助言を受けることができる
三好市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	年に3度の定例検討会を開催し、特定非営利活動法人とくしま絆ネットの専門職から助言等を得ている。
勝浦町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約
上勝町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している。
佐那河内村	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットに中核機関を委託し、2か月に1回、定例検討会を行い、助言等を頂いている。
石井町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結し、定例検討会にて助言をいただいている。
神山町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約
松茂町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	
北島町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	弁護士相談等
藍住町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	町による法律相談事業があり、必要に応じて相談することができる。
板野町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	必要に応じて、地域ケア会議内で専門職の助言が得られる予算確保をしている。また、県の専門職派遣事業や町の消費生活相談所で定期的に設けている弁護士相談を活用できる体制がある。
上板町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	2ヶ月に1度来てくださるコスモス成年後見サポートセンターに相談を持ちかける事は出来る状態である。
那賀町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと連携し、年6回定例検討会開催し、ケースによっては随時のケース会議を実施
美波町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと契約している
牟岐町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットとアドバイザー契約しているため専門職に相談できる体制はとれている。
海陽町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
つるぎ町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	・高齢者障がい者権利擁護支援事業(徳島弁護士会) ・上記以外に、専門職との関係性良く、気軽な相談、支援が受けられている
東みよし町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	令和5年度から特定非営利活動法人とくしま絆ネットと業務委託契約を締結し、定例検討会や個別相談等において専門職の立場から業務支援していただいている。

市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポート【障がい者】

市町村	市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポートの有無		内容
徳島市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約をしている。
鳴門市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	① 成年後見制度無料相談窓口相談員として、リーガルサポートセンターと契約を締結している。 ② 高齢者障がい者権利擁護支援事業として弁護士会と契約を締結している。
小松島市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿南市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	阿南市成年後見センター（中核機関）、受任調整会議等
吉野川市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿波市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	徳島弁護士会所属の弁護士に相談業務を委託している。
美馬市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	中核機関業務の一部委託により、特定非営利活動法人とくしま絆ネットから助言を受けることができる
三好市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	年に3度の定例検討会を開催し、特定非営利活動法人とくしま絆ネットの専門職から助言等を得ている。
勝浦町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットとの中核機関運営業務委託契約
上勝町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している
佐那河内村	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約している。
石井町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結し、定例検討会にて助言をいただいている
神山町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約
松茂町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	専門職の助言を得られる、支援検討会議を整備している
北島町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	弁護士相談等
藍住町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	町による法律相談事業があり、必要に応じて相談することができる。
板野町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
上板町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	コスモス成年後見サポートセンターが2ヶ月に1度相談を行ってくれているため、その際に助言を得ることができる。
那賀町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと連携し、年6回定例検討会開催し、ケースによっては随時のケース会議を実施
美波町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと契約している
牟岐町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットとアドバイザー契約しているため専門職に相談できる体制はとれている。
海陽町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
つるぎ町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	必要に応じて、専門職に相談し助言を得ている。
東みよし町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	

市町村長申立実績

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成23年度～ 令和4年度の総件数
徳島市	10	12	13	19	9	13	16	25	30	22	37	21	227
鳴門市	1	5	5	6	10	12	15	19	16	8	14	8	119
小松島市	1	2	3	0	2	3	1	3	2	0	8	2	27
阿南市	0	3	1	1	4	0	13	7	6	12	4	7	58
吉野川市	1	2	4	4	5	5	4	7	5	2	4	5	48
阿波市	3	4	1	4	7	2	7	1	4	6	6	7	52
美馬市	1	5	5	3	7	5	8	8	14	23	15	10	104
三好市	0	2	3	1	0	2	3	3	4	6	6	11	41
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
上勝町	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
佐那河内村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
石井町	0	3	1	1	3	3	5	3	5	6	1	5	36
神山町	0	1	2	0	1	1	0	2	1	0	3	4	15
松茂町	0	0	3	0	1	2	0	0	1	1	4	1	13
北島町	1	1	0	1	1	1	2	1	1	0	3	2	14
藍住町	0	0	4	4	5	0	0	1	1	1	0	3	19
板野町	0	2	0	1	0	1	0	3	1	1	2	1	12
上板町	1	0	0	2	0	0	5	3	2	1	1	1	16
那賀町	1	1	2	1	0	4	0	1	3	6	3	3	25
美波町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
牟岐町	1	0	2	0	2	1	0	0	0	1	3	0	10
海陽町	0	0	1	2	0	0	1	1	4	1	2	0	12
つるぎ町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	15
東みよし町	0	0	0	0	0	1	2	1	3	1	2	2	12
合計	22	45	52	50	57	57	82	90	104	102	123	100	884

市町村長申立実績【高齢者】

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成23年度～ 令和3年度の総件数	現在手続き中の事例 (検討も含む)	最近の傾向
徳島市	7	8	8	16	6	8	15	22	24	18	31	19	182	9	増加傾向
鳴門市	1	5	3	4	2	8	5	6	13	7	8	5	67	2	増加傾向
小松島市	0	2	0	0	1	2	1	2	2	0	8	1	19	4	増加傾向
阿南市	0	1	1	0	3	0	8	4	4	10	3	7	41	3	横ばい
吉野川市	1	1	3	3	4	3	1	5	5	2	4	3	35	1	増加傾向
阿波市	2	1	1	3	7	1	6		4	6	3	7	41	3	横ばい
美馬市	1	5	5	3	6	3	6	6	13	18	14	7	87	1	横ばい
三好市	0	2	1	1	0	2	2	2	4	5	5	10	34	4	増加傾向
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	横ばい
上勝町	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	横ばい
佐那河内村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	0	増加傾向
石井町	0	2	1	1	3	2	5	3	4	5	1	5	32	2	横ばい
神山町	0	1	2	0	1	1	0	2	1	0	2	4	14	1	増加傾向
松茂町	0	0	1	0	1	2	0	0	1	1	4	1	11	1	横ばい
北島町	1	1	0	1	1	1	2	1	1	回答なし	3	2	14	1	増加傾向
藍住町	0	0	3	4	5	0	0	0	0	1	0	1	14	1	増加傾向
板野町	0	1	0	1	0	1	0	3	0	1	2	0	9	0	横ばい
上板町	1	0	0	2	0	0	2	1	1	1	1	1	10	0	横ばい
那賀町	1	1	2	1	0	3	0	1	3	6	3	3	24	0	横ばい
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	横ばい
牟岐町	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	3	0	8	1	横ばい
海陽町	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	2	0	6	0	横ばい
つるぎ町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	7	1	増加傾向
東みよし町	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1	2	2	11	1	横ばい
合計	16	32	33	41	42	39	54	59	87	85	102	83	673	37	

令和4年度 類型別：後見類型68名 保佐類型12名 補助類型3名

市町村長申立実績【障がい者】

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成23年度～ 令和4年度の総件数	現在手続中の事 案(検討も含む)	最近の傾向
徳島市	3	4	5	3	3	5	1	3	6	4	6	2	45	5	横ばい
鳴門市	0	0	2	2	8	4	10	13	3	1	6	3	52	4	横ばい
小松島市	1	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	1	8	0	横ばい
阿南市	0	2	0	1	1	0	5	3	2	2	1	0	17	1	横ばい
吉野川市	0	1	1	1	1	2	3	2	0	0	0	2	13	1	増加傾向
阿波市	1	3	0	1	0	1	1	1	0	0	3	0	11	1	横ばい
美馬市	0	0	0	0	1	2	2	2	1	5	1	3	17	1	横ばい
三好市	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1	1	1	7	0	横ばい
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他
上勝町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	横ばい
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横ばい
石井町	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	4	0	横ばい
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	横ばい
松茂町	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	横ばい
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横ばい
藍住町	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5	0	増加傾向
板野町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	1	横ばい
上板町	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	6	0	横ばい
那賀町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	増加傾向
美波町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	横ばい
牟岐町	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	横ばい
海陽町	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	6	0	横ばい
つるぎ町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	8	1	横ばい
東みよし町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	横ばい
合計	6	13	19	9	15	18	28	31	17	17	21	17	211	17	

令和4年度 類型別：後見類型14名 保佐類型3名 補助類型0名

高齢者

① 審判申立をするまでに要する期間

1か月ぐらい	1
2か月ぐらい	3
3か月ぐらい	11
4か月ぐらい	4
5か月ぐらい	2
6か月ぐらい	2
その他	0
無回答	0

※その他記述欄

■実績が少ないため、平均的な期間の割り出しは難しい。

② 市町村長申立をするために、課題となる理由

親族の有無の調査に時間がかかる	20
親族の申立の意思確認に時間がかかる	14
内部の手続きに時間がかかる	2
人員が足りない	6
その他	5
無回答	0

※その他記述欄

■市長による審判申立てに係る添付書類収集に時間を要する

■他業務が忙しい。

■必要書類の作成に時間がかかる

■診断書作成に時間を要することがある

■財産目録の作成や必要書類の取得。必要な関係書類が申立時には3ヶ月以内のものであればならないため、親族調査に時間を要すると、3ヶ月を経過する場合があり、再度、本籍地等に再交付を依頼するため時間をかかる。

③ 親族の有無の調査に要する期間

1か月ぐらい	11
2か月ぐらい	7
3か月ぐらい	0
4か月ぐらい	1
その他	2
無回答	1

※その他記述欄

■事例により異なる

■1週間～2週間

④ 親族の申立の意思確認に要する期間

1か月ぐらい	15
2か月ぐらい	2
3か月ぐらい	0
4か月ぐらい	0
その他	3
無回答	7

※その他記述欄

■20日ぐらい

■2週間ぐらい

■2週間～3週間

⑤ 市町村長申立に関して困難に感じていること

手続きの煩雑さ	18
制度が分かりにくい	6
サポート体制の不備	1
後見人報酬の手当て	8
後見人候補者の選定	4
鑑定費用の手当て	1
担当人員不足	14
行政内部の調整や手続き	3
その他	6
無回答	0

※その他記述欄

■かかりつけ医がない者の診断書の入手。

■本人の財産等の調査について、明記された根拠法令がなく、調査の請求をしても回答してくれないなど、本人の財産調査等に限界があり、十分に調べることができないこと

■審判申立てに係る必要書類を用意するのには時間がかかる。要支援者への制度説明についても、本人の想いを尊重しながらできる限り配慮すべきであるため時間を要する。

■診断書作成を依頼した医師に作成を断られる場合があったり、診断書作成に長期間かかる場合があること。医師の協力を得ることに困難を感じることもある。

■診断書における類型が支援者の見立てと異なることで、本人の同意を得ることが難しかったり、場合により鑑定が必要となってしまうこと。

■鑑定が必要となった場合に、鑑定医は申立人側（行政）で探してほしいと家裁から言われるが、精神科が近辺に少なく、また打診しても断られることが多いこと。

■申立類型の判断。申立に至る以前から本人と関わりが長期にある場合、様々な側面を知っているため診断書が示す類型と事務担当者の考えで判断に迷うことがある。

■鑑定医の選定や交渉を町が行わなければならないところ

■本人が拒否している場合の進め方

■親族の同意

障がい者

① 審判申立をするまでに要する期間

1か月ぐらい	4
2か月ぐらい	0
3か月ぐらい	0
4か月ぐらい	18
5か月ぐらい	13
6か月ぐらい	0
その他	7
無回答	0

※その他記述欄

■実績がないため不明

■実績が少なく、回答しがたい。

■近年実績が無いため不明

② 市町村長申立をするために、課題となる理由

親族の有無の調査に時間がかかる	0
親族の申立の意思確認に時間がかかる	9
内部の手続きに時間がかかる	7
人員が足りない	0
その他	0
無回答	0

※その他記述欄

■他業務が忙しい。

■必要書類の作成に時間がかかる

■診断書作成に時間を要することがある

■近年実績が無いため不明

③ 親族の有無の調査に要する期間

1か月ぐらい	0
2か月ぐらい	10
3か月ぐらい	0
4か月ぐらい	0
その他	1
無回答	3

※その他記述欄

■実績が無いため不明

④ 親族の申立の意思確認に要する期間

1か月ぐらい	15
2か月ぐらい	2
3か月ぐらい	0
4か月ぐらい	0
その他	3
無回答	9

※その他記述欄

■実績が無いため不明

■2週間ぐらい

市町村長申立における成年後見人等候補者の調整【高齢者】

市町村	市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整		内容
徳島市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
鳴門市		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
小松島市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
阿南市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
吉野川市		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
阿波市		その他	専門職へ相談できる体制を整備し、職種(弁護士、司法書士、社会福祉士)をある程度決めて、家庭裁判所へ伝えている。
美馬市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
三好市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
勝浦町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
上勝町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
佐那河内村	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
石井町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
神山町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
松茂町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
北島町		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
藍住町	○	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	町による法律相談事業があり、必要に応じて相談することができる。
板野町		その他	関係部署から情報を収集し、担当課内で判断をして候補者の調整や要望を伝えることはある。それでも迷う時は、専門職から助言が得られる方法や予算は確保している。
上板町		専門職からの助言等は得ず、ケア会議や担当課内での検討により調整している	
那賀町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
美波町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
牟岐町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
海陽町		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
つるぎ町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
東みよし町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	

市町村長申立における成年後見人等候補者の調整【障がい者】

市町村	市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整		内容
徳島市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
鳴門市		専門職からの助言等は得ず、ケア会議や担当課内での検討により調整している	
小松島市		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
阿南市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
吉野川市		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
阿波市		その他	地域包括支援センターの社会福祉士等の助言を得たり、ケア会議での検討により調整を行っている。
美馬市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
三好市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
勝浦町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
上勝町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
佐那河内村	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
石井町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
神山町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
松茂町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
北島町		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
藍住町	○	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	町による法律相談事業があり、必要に応じて相談することができる。
板野町		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
上板町		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
那賀町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
美波町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
牟岐町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
海陽町		成年後見人等候補者の調整は行っていない	
つるぎ町	○	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	必要に応じて、専門職に助言を得て事前をお願いをすることもある。
東みよし町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	

市町村長申立に関する意見や要望

【高齢者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

小松島市	要支援者の権利擁護に資する制度ではあるが、権利の制限にもつながるため、慎重かつ正確に事務を行わなければならないと考えている。市町村長申立ての事務に初めてついた者に対して、制度に関する研修、申立て実務に関する研修等実施していただければ大変ありがたい。
阿南市	市民後見人の受任に向けた受任基準等の明確化
美馬市	医師が制度について「本人の権利を取り上げてしまう」などと誤解し、診断書作成にご協力いただけないことがあるため、一層の周知をお願いしたい。
石井町	鑑定医を申立人側で探すのは難しいため、家庭裁判所の方で調整(紹介)してほしい。
つるぎ町	事前に相談しているので、審判までスムーズに対応いただいています。また、留意点やケース相談にもご指導いただいているので、法律的な観点での事務手続きが不安なく進められています。

◇ 国や県に対して

徳島市	不公平感があるため、成年後見人の市長申立や報酬助成の全国で統一的な運用のための制度が必要である。申立件数、報酬助成増加に伴い、財源確保が困難なため、国、県からの財政支援が必要である。本人の財産等の調査について、明記された根拠法令がなく、調査の請求をしても回答してくれないなど、本人の財産調査等に限界があり、十分に調べることができないため、調査についての根拠法令等を整備してほしい。
小松島市	高齢者増加により、今後ますます成年後見制度の需要が高まることが想定される。制度の推進や市町村長申立てには国や県による財政支援が必要であると考えます。
阿南市	中核機関の体制強化に資する財政的支援の拡充
美馬市	医師会や医療関係者に対し、成年後見制度の理解を深めていただけるよう周知や研修をお願いしたい。
北島町	制度広く利用しやすいよう、後見人への報酬や鑑定費用の補助見直しをしてほしい。
つるぎ町	市町村によって、対応の格差があるため、居住地と住民票が違う方等は申立ての厳正さや報酬助成の対象が当町と異なる場合があります。全国的に一定の取り決めがあれば、利用される方にとって不平等なく、行政側もスムーズに対応できるかもしれません。

◇ 関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

小松島市	要支援者の成年後見申立てについては、本人との面談等からできる限り本人の想いを尊重しつつ事務をすすめていくべきであり、そのつなぎ役としてサポートをしていただきたい。
------	---

つるぎ町	○ 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業が有効に機能することにより、成年後見制度の利用が始まって事業が終了ではなく、選任された後見人等だけでは大変な部分や、より身近な支援者として、日常の身上監護及び財産管理の支援を共同して行える体制が必要であると考えている。 ○ 下記に記載のように、町長申し立てが必要な事案が増えてきており、法人後見の整備が急務であると考えている。そのため、法人後見の実施に向けた体制の整備に取り組んでいただき、実質的な後見人等としての受け皿としての活動体制が必要であると考えている。
------	---

【障がい者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

阿南市	市民後見人の受任に向けた受任基準等の明確化
美馬市	医師が制度について「本人の権利を取り上げてしまう」などと誤解し、診断書作成にご協力いただけないことがあるため、一層の周知をお願いしたい。
三好市	成年後見制度における後見人等に対する報酬の助成額を決定するにあたり、市町村の助成金の有無に関わらず対象者の財産や収入で報酬額を計算しているのかそれについて教えていただきたい。またその額を決める計算方法があればご教授願いたい。
佐那河内村	申立手続きに関する説明は、できるだけ一貫性のあるものにしていただきたい。

◇ 国や県に対して

鳴門市	精神科病院に長期入院している方が多くが、入院前に居住した市町村に既に住居等が存在しておらず、必然的に精神科病院が所在する市町村が要請を受けることが非常に多い。このため精神科病院の多い市町村に事務負担が著しくかかっている。障害者総合支援法においては精神科病院については居住地特例の対象となっていることから、市町村申立てに関しても入院前の自治体で対応することはできないのか。また財源措置について、現在地域生活支援事業に含まれており実態としてはほぼ市の持ち出しの状況となっている。報酬助成等の負担が増加していることから、負担金等直接的な財源にするなど財政措置を明確にしていきたい。また、県内ルールを県が示してくれたが、本市をはじめとして、県内の他市町村の要綱改正ができておらず、実際の運用ができない状態。要綱の文言等についても、県内である程度統一できるよう、支援していただきたい。
阿南市	中核機関の体制強化に資する財政的支援の拡充
吉野川市	成年後見制度の推進に伴う需要拡大に対応するため、十分な財政支援をお願いしたい。
美馬市	医師会や医療関係者に対し、成年後見制度の理解を深めていただけるよう周知や研修をお願いしたい。
佐那河内村	本人の判断能力に応じて類型が決められることとなるが、医師によって診断にばらつきがあるように思われる。基準が明確にされ、医師への研修等の対応がなされると、ばらつきが減るのではないかと。

◇ 関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

吉野川市	今後も継続的に制度に関する研修を実施して頂きたい。
------	---------------------------

市町村長申立を促進するために必要な取り組み

【 高齢者福祉担当課 】

鳴門市	関係機関との連携。庁内担当部署との連携。
小松島市	・住民や支援相談機関に対しての周知、啓発 ・財政支援、予算措置 ・親族調査の合理化を検討
阿南市	制度利用が必要な要支援者を発見し、適切に制度へつなぐことができるよう、窓口・連携体制の強化、制度内容の周知・啓発活動
美馬市	相談から市長申立てまでつなげる仕組みは整ってきたため、相談を寄せていただけるように引き続き広報を行い、また関係機関に対し、制度利用につながった事例などを報告する機会を作り制度の周知を行う。
三好市	後見人としての受け手が不足しているため、法人後見の整備が求められる。
上勝町	制度の周知・啓発
佐那河内村	民生委員や住民等に、成年後見制度について知ってもらう機会を作る必要がある。
神山町	関係機関や住民への制度の周知・啓発
松茂町	煩雑な手続きや制度を理解する職員の養成、勉強会への参加。
北島町	・制度の啓発及び周知 ・報酬の助成(国・県の補助)
上板町	制度の周知が必要。
つるぎ町	いち早く高齢化の進んだ地域となっており、高齢者の支援が継続して必要であることに加え、一人暮らしや高齢者夫婦世帯が多くなっており、成年後見制度の利用に関しても必要性の増も考えられる。その中で市民後見や法人後見といった体制の整備ができていない現状がある。また、身寄りが無い、多額の負債などのトラブル、その他福祉的な事情により、町長申し立てによる支援が必要な人が増加している状況がうかがえ、専門職に頼らざるを得ない面がある。そうした中、中核機関において、受け皿となる専門職の後見人等との連携を意識し、一緒になってのサポートなどに取り組んでいる。しかしながら、今後の市町村長申し立てを促進するためには、身上監護などの福祉的な役割を担える法人後見の整備が急務であると考えている

市町村長申立を促進するために必要な取り組み

【 障がい者福祉担当課 】

徳島市	制度の周知、関係機関との連携
鳴門市	制度の周知、庁内外の関係部署との連携。
吉野川市	・広報啓発の拡大 ・相談機能の確保 ・継続的な財源の確保
美馬市	相談から市長申立てまでつなげる仕組みは整ってきたため、相談を寄せていただけるように引き続き広報を行い、また関係機関に対し、制度利用につながった事例などを報告する機会を作り制度の周知を行う。
勝浦町	・広報等による住民への周知 ・研修等による、支援者の知識向上 ・専門の職員の配置
上勝町	制度の周知・啓発
佐那河内村	成年後見制度は、私法上の法律関係を規定するもので、当事者による申立に基づく利用に委ねることが基本との考えが国により示されており、ケースによっては市町村長申立を行うのが適当かの判断を難しく感じることもある。 制度の周知はいずれにしても必要と思われる。
神山町	関係機関や住民への制度の周知・啓発
松茂町	煩雑な手続きや制度を理解する職員の養成及び勉強会への参加
那賀町	成年後見制度の周知
つるぎ町	申立費用、後見人報酬助成の100%国費化

成年後見制度利用支援事業の要綱作成状況・助成対象①【高齢者】

市町村	令和4年度以降の改定	親族申立・本人申立の場合も助成対象としているか	親族申立・本人申立を助成対象としていない場合の今後の方針と理由				
			予定あり／実施年度	検討中	予定なし	その他	その理由
徳島市		まだ、対象としていない			○		対象者の増大による予算の確保が難しい 庁内他部署（障害）との制度の足並みを揃える必要があること
鳴門市		まだ、対象としていない			○		予算措置が難しいため
小松島市		まだ、対象としていない		○			
阿南市	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
吉野川市		まだ、対象としていない			○		予算措置が困難なため
阿波市		まだ、対象としていない			○		予算措置が困難なため。
美馬市		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
三好市	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
勝浦町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
上勝町		○ 実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている					
佐那河内村	○	○ 実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている					
石井町	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
神山町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
松茂町	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
北島町		まだ、対象としていない				○	これまでに実績がないため検討
藍住町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
板野町		その他：助成を必要とする背景やニーズを精査してから検討する。					
上板町		まだ、対象としていない		○			
那賀町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
美波町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
牟岐町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
海陽町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
つるぎ町	○	その他：R5.11.1より町長申立て以外の場合も助成対象とする。	○	令和5年11月			後見人等への報酬助成については、被後見人が亡くなるなどで終了するまで続くため、財政面での困難がある。
東みよし町		まだ、対象としていない		○			

まだ、対象としていない市町村：8市町村

助成対象の拡大について検討中：3市町村

成年後見制度利用支援事業の要綱作成状況・助成対象①【障がい者】

市町村	令和4年度以降の改定	親族申立・本人申立の場合も助成対象としているか	親族申立・本人申立を助成対象としていない場合の今後の方針と理由				
			予定あり／実施年度	検討中	予定なし	その他	その理由
徳島市		まだ、対象としていない		○			
鳴門市		まだ、対象としていない			○		予算措置が難しいため
小松島市		まだ、対象としていない			○		財政的に困難である
阿南市	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
吉野川市		まだ、対象としていない			○		財源確保が困難なため
阿波市		まだ、対象としていない			○		予算措置が困難なため。
美馬市		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
三好市	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
勝浦町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
上勝町		○ 実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている					
佐那河内村	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
石井町	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
神山町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
松茂町	○	◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
北島町		まだ、対象としていない				○	これまでに実績がないため検討
藍住町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
板野町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
上板町		まだ、対象としていない			○		予算措置的事情
那賀町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
美波町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
牟岐町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
海陽町		◎ 市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
つるぎ町	○	その他：R5.11.1より町長申立て以外の場合も助成対象とする。	○	令和5年11月			
東みよし町		まだ、対象としていない			○		財政負担が生じるため

まだ、対象としていない市町村：8市町村

助成対象の拡大について検討中：2市町村

成年後見制度利用支援事業における助成対象②【高齢者】

市町村	生活保護受給者に準ずる者を助成対象としているか			
	申立費用		後見報酬	
徳島市	○	まだ対象としていない: 生活保護であることを理由に一律に申し立て費用を助成していないが、費用の負担が困難(債務超過など)な場合は対象としている。	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
鳴門市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
小松島市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿南市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
吉野川市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿波市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
美馬市	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
三好市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
勝浦町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上勝町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
佐那河内村	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
石井町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
神山町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
松茂町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	◎	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
北島町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
藍住町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
板野町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上板町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している		まだ対象としていない(予算措置的事情)
那賀町	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
美波町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
牟岐町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
海陽町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
つるぎ町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
東みよし町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している

成年後見制度利用支援事業における助成対象②【障がい者】

市町村	生活保護受給者に準ずる者を助成対象としているか			
	申立費用		後見報酬	
徳島市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
鳴門市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
小松島市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿南市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
吉野川市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
阿波市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
美馬市	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている	○	実施要綱等に明記していないが、運用において対象としている
三好市	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
勝浦町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上勝町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
佐那河内村	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
石井町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
神山町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
松茂町	○	その他(町長申立の場合、求償していない)	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
北島町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
藍住町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
板野町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
上板町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している		まだ対象としていない(予算措置的事情)
那賀町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
美波町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
牟岐町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
海陽町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
つるぎ町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している
東みよし町	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している	◎	生活保護受給者に準ずる者を助成対象とする内容の実施要綱等を策定している

成年後見制度利用支援事業における助成対象③【高齢者】

市町村	後見報酬の助成対象とする本人の預貯金額		法人が成年後見人等である場合の報酬助成		
	設定の有無	定めている場合の本人の預貯金額等	助成の有無		対象としていない／その他の理由
徳島市	○	80万円以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
鳴門市			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
小松島市				その他	法人が成年後見人等である場合、助成対象とするかどうか未検討。
阿南市	○	150万円以下(内規で規定)	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
吉野川市				対象としていない。	
阿波市				その他	本市から社会福祉関連の補助金等で市長が指定するものの交付を受けている場合は除く。
美馬市			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
三好市	○	50万円未満(報酬付与額を差し引いた額)		その他	法人後見が市内で整備されておらず、実施要項等には明記していない。
勝浦町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
上勝町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
佐那河内村	○	50万円以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
石井町	○	本人が保有する預貯金、現金、有価証券等の合計額が報酬付与審判の額に50万円を加えた額を下回ること。	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
神山町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
松茂町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
北島町				その他	検討中
藍住町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
板野町				対象としていない。	これまでに該当者がいないため。
上板町				対象としていない。	
那賀町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
美波町				その他	検討
牟岐町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
海陽町				対象としていない。	法人後見を想定していない
つるぎ町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
東みよし町				対象としていない。	

成年後見制度利用支援事業における助成対象③【障がい者】

市町村	後見報酬の助成対象とする本人の預貯金額		法人が成年後見人等である場合の報酬助成		
	設定の有無	定めている場合の本人の預貯金額等	助成の有無		対象としていない／その他の理由
徳島市	○	80万円以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
鳴門市			◎	助成対象とする内容の実施要綱等を策定している。	
小松島市			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
阿南市	○	150万円以下(内規で規定)	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
吉野川市				対象としていない。	
阿波市				その他	本市から社会福祉関連の補助金等で市長が指定するものの交付を受けている場合は除く。
美馬市			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
三好市	○	50万円未満(報酬付与額を差し引いた額)		その他	要綱では明記していない
勝浦町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
上勝町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
佐那河内村	○	50万円以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
石井町	○	本人が保有する預貯金、現金、有価証券等の合計額が報酬付与審判の額に50万円を加えた額を下回ること	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
神山町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
松茂町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
北島町				その他	検討中
藍住町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
板野町				その他	法人後見を想定していない
上板町				対象としていない。	予算措置的事情
那賀町			◎	助成対象とする内容の実施要綱等を策定している。	
美波町				その他	検討します。
牟岐町			○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている。	
海陽町				対象としていない。	
つるぎ町				対象としていない。	受託する法人がないため
東みよし町				対象としていない。	要綱で対象としていない

成年後見制度利用支援事業における後見報酬の助成内容【高齢者】

市町村	助成の上限額					家庭裁判所が決定した報酬額に対する助成の方針
	上限の有無	区分1		区分2		
徳島市	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
鳴門市	○	在宅生活者	28,000	施設利用者	18,000	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する。
小松島市	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
阿南市	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
吉野川市	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
阿波市	○	在宅	28,000	施設入所・入院	18,000	その他:助成要件に該当した場合に上限額の範囲で助成
美馬市	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
三好市	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
勝浦町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
上勝町						その他:本人の預貯金額及び収入の状況により報酬の全部又は一部を助成する。
佐那河内村	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
石井町	○	在宅生活者	20,000	施設等(病院及び診療所を含む)利用者	12,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
神山町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
松茂町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
北島町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
藍住町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
板野町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する。
上板町						その他:なし
那賀町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
美波町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
牟岐町	○	在宅	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
海陽町	○	施設入所者以外の者	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
つるぎ町	○	(在宅)	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
東みよし町	○	(在宅)	28,000	施設利用者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。

成年後見制度利用支援事業における後見報酬の助成内容【障がい者】

市町村	助成の上限額					家庭裁判所が決定した報酬額に対する助成の方針
	上限の有無	区分1		区分2		
徳島市	○	在宅	28,000	施設等	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
鳴門市	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	本人の預金額により、報酬額の一部を助成する。
小松島市	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額を超えた場合においても、家庭裁判所が決定した報酬額全額を助成する。
阿南市	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
吉野川市	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
阿波市	○	在宅	28,000	施設入所・入院	18,000	その他:助成要件に該当した場合に、上限額の範囲で助成。
美馬市	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
三好市	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
勝浦町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
上勝町						その他:本人の預貯金額及び収入の状況により報酬の全部又は一部を助成する。
佐那河内村	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
石井町	○	在宅	20,000	施設入所者	12,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
神山町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
松茂町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
北島町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
藍住町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
板野町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額を超えた場合においても、家庭裁判所が決定した報酬額全額を助成する。
上板町						その他:助成していない
那賀町	○	在宅	28,000	施設入所	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
美波町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
牟岐町	○	在宅生活者	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
海陽町	○	施設入所者以外の者	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
つるぎ町	○	在宅	28,000	施設入所者	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。
東みよし町	○	在宅	28,000	施設入所又は長期入院	18,000	助成の上限額の範囲において、助成する。

成年後見制度利用支援事業 申立費用の助成実績【高齢者】

市町村	申立費用 助成実績	後見報酬 助成実績
徳島市	○	○
鳴門市	○	○
小松島市		
阿南市		○
吉野川市	○	○
阿波市	○	○
美馬市	○	○
三好市	○	○
勝浦町	○	
上勝町		
佐那河内村	○	
石井町	○	○
神山町		
松茂町	○	
北島町	○	
藍住町		○
板野町		○
上板町	○	
那賀町	○	○
美波町		
牟岐町		
海陽町		
つるぎ町	○	○
東みよし町	○	○
合計	15	13

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度							H24～R4 総件数
				助成件数	類型			申立人			
					後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族	
徳島市	1	0	0	3	3	0	0	3	0	0	19
鳴門市	5	7	3	3	2	1	0	3	0	0	36
小松島市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
阿南市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
吉野川市	5	2	4	3	2	1	0	3	0	0	30
阿波市	2	4	1	2	2	0	0	2	0	0	23
美馬市	3	5	14	7	4	2	1	7	0	0	54
三好市	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0	11
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
佐那河内村	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	3
石井町	4	4	1	4	1	2	1	4	0	0	23
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
松茂町	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4
北島町	1	0	3	2	2	0	0	2	0	0	12
藍住町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
板野町	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6
上板町	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
那賀町	5	5	3	2	2	0	0	2	0	0	22
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4
海陽町	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
つるぎ町	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
東みよし町	3	1	2	2	2	0	0	2	0	0	10
合計	40	34	36	34	25	6	2	33	0	0	287

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の助成実績【高齢者】

市町村	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度									H24～R4 実件数
	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	類型			申立人				
									後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族		
徳島市	18	10	22	11	24	12	31	12	26	3	2	31	0	0	64	
鳴門市	5	0	7	4	9	0	13	6	5	4	4	13	0	0	18	
小松島市	2	0	4	1	3	0	6	3	4	2	0	6	0	0	6	
阿南市	4	4	0	0	0	0	10	6	6	4	0	10	0	0	10	
吉野川市	5	5	10	4	3	1	4	3	4	0	0	4	0	0	15	
阿波市	5	3	4	0	6	2	4	0	3	1	0	4	0	0	11	
美馬市	6	6	3	2	5	3	9	8	8	0	1	9	0	0	24	
三好市	3	3	4	0	3	1	5	2	3	2	0	5	0	0	7	
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	6	1	3	3	0	6	0	0	1	
石井町	5	3	3	3	8	3	6	1	3	3	0	6	0	0	14	
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松茂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
藍住町	1	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	1	1	0	4	
板野町	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
上板町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
那賀町	3	2	6	3	9	0	11	3	8	2	1	9	1	1	13	
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
牟岐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
海陽町	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
つるぎ町	1	0	1	0	2	0	3	0	3	0	0	3	0	0	1	
東みよし町	1	1	1	0	2	0	2	0	2	0	0	2	0	0	1	
合計	60	37	69	30	78	22	113	45	80	24	9	110	2	1	196	

成年後見制度利用支援事業 申立費用の助成実績【障がい者】

市町村	申立費用 助成実績	後見報酬 助成実績
徳島市		○
鳴門市	○	○
小松島市		○
阿南市		○
吉野川市	○	○
阿波市		○
美馬市	○	○
三好市	○	○
勝浦町		
上勝町		
佐那河内村		
石井町		
神山町		○
松茂町		○
北島町		
藍住町		○
板野町	○	○
上板町		
那賀町		○
美波町		
牟岐町		
海陽町		
つるぎ町		○
東みよし町		
合計	5	14

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度							H24～R4 総件数
				助成件数	類型			申立人			
					後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族	
徳島市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4
鳴門市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11
小松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
阿南市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
吉野川市	0	0	0	2	1	1	0	2	0	0	7
阿波市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	10
美馬市	1	2	1	3	2	1	0	3	0	0	14
三好市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松茂町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
板野町	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3
上板町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
那賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
海陽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つるぎ町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	4	7	7	5	2	0	7	0	0	85

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の助成実績【障がい者】

市町村	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度									H24～R4 実件数
	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	類型			申立人				
									後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族		
徳島市	11	2	11	3	11	1	9	2	2	4	3	9	0	0	26	
鳴門市	6	6	10	4	10	0	7	3	3	3	1	7	0	0	22	
小松島市	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4	
阿南市	0	0	0	0	0	0	3	1	1	2	0	3	0	0	3	
吉野川市	2	1	2	0	3	0	2	0	1	1	0	2	0	0	6	
阿波市	1	0	1	0	0	0	2	2	2	0	0	2	0	0	4	
美馬市	1	0	2	1	2	0	2	0	1	0	1	2	0	0	4	
三好市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石井町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神山町	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	
松茂町	1	0	1	1	2	0	2	0	1	0	1	1	0	1	4	
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藍住町	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	3	
板野町	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	不明件	不明件	不明件	3	
上板町	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	
那賀町	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
牟岐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
海陽町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
つるぎ町	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	26	9	31	9	33	1	34	9	15	13	6	31	0	2	87	

成年後見制度利用支援事業 申立費用の予算額と執行額【高齢者】

市町村	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	736,000	20件分	207,573	18件分	738,000	20件分	401,128	31件分	738,000	36件分	210,272	19件分
鳴門市	1,050,000	15件分	103,560	9件分	120,000	4件分	40,200	3件分	1,060,000	15件分	104,100	5件分
小松島市	0		0		0	0	26,900	1件分	0	0	0	0
阿南市	0		0		未回答	未回答	未回答	未回答	938,000	15件分	147,435	7件分
吉野川市	332,000	5件分	18,304	2件分	252,000	5件分	44,274	4件分	232,000	5件分	82,900	3件分
阿波市	532,000	5件分	43,158	4件分	532,000	5件分	12,659	1件分	532,000	5件分	21,912	2件分
美馬市	270,000	10件分	190,800	18件分	260,000	10件分	198,800	14件分	300,000	10件分	54,000	7件分
三好市	90,000	3件分	81,476	4件分	359,500	5件分	0	0	209,500	5件分	95,890	10件分
勝浦町	150,000	2件分	0		150,000	2件分	0	0	200,000	1件分	11900	1件分
上勝町	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	120,000	1件分	0		120,000	1件分	0	0	150,000	2件分	141,860	2件分
石井町	262,000	4件分	41,057	4件分	393,000	6件分	14,700	1件分	393,000	6件分	209,180	5件分
神山町	68,000	2件分	0		74,000	2件分	66,480	2件分	144,100	4件分	67,328	4件分
松茂町	124,000	1件分	10,523	1件分	125,680	2件分	22,341	4件分	164,200	5件分	10,812	1件分
北島町	108,000	1件分	0		108,000	10件分	25,000	3件分	108,000	10件分	11,860	2件分
藍住町	800,000	4件分	0		800,000	未回答	0	0	800,000	0	0	0
板野町	180,000	2件分	57,370	1件分	180,000	2件分	59,398	1件分	180,000	2件分	0	0
上板町	150,000	3件分	0		1,500	3件分	0	0	150,000	3件分	5,638	1件分
那賀町	264,000	10件分	47,600	6件分	64,000	10件分	47,600	6件分	275,000	鑑定費用5件、印紙代等10件	26,720	鑑定費用2件、印紙代等3件
美波町	90,000	3件分	0		90,000	3件分	0	0	90,000	3件分	0	0
牟岐町	100,000	1件分	5,428	1件分	100,000	0	16,494	3件分	100,000	1件分	0	0
海陽町	142,000	2件分	24,400	2件分	142,000	2件分	1,200	2件分	142,000	2件分	0	0
つるぎ町	120,000	1件分	0		120,000	1件分	0	0	240,000	2件分	0	0
東みよし町	250,000	10件分	11,900	1件分	250,000	10件分	47,005	3件分	250,000	10件分	12,163	2件分

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の予算額と執行額【高齢者】

市町村	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	5,520,000	20件分	4,149,848	22件分	7,176,000	26件分	4,314,967	24件分	7,176,000	30件分	5,641,968	31件分
鳴門市	1,920,000	8件分	1,419,871	7件分	3,984,000	14件分	1,925,000	9件分	4,344,000	19件分	2,618,368	13件分
小松島市	1,500,000	5件分	926,898	4件分	1344000	4件分	432,000	3件分	1344000	4件分	1,532,000	6件分
阿南市	0		0		無回答	無回答	無回答	無回答	3,360,000	10件分	2,435,000	10件分
吉野川市	1,680,000	5件分	1,737,000	10件分	1,680,000	5件分	654,000	3件分	1,944,000	9件分	707,000	4件分
阿波市	1,848,000	8件分	738,000	4件分	1,848,000	8件分	1,134,000	6件分	1,848,000	8件分	862,000	4件分
美馬市	1,080,000	5件分	533,000	3件分	1,080,000	5件分	580,783	5件分	1,080,000	5件分	1,621,747	9件分
三好市	585,000	3件分	745,000	4件分	1,470,000	7件分	540,000	3件分	1,470,000	7件分	1,080,000	5件分
勝浦町	0		0		0	0	0	0	336,000	1件分	0	0
上勝町	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	340,000	1件分	0		340,000	1件分	0	0	340,000	1件分	0	0
石井町	1,680,000	5件分	538,000	3件分	4,032,000	12件分	1,937,620	8件分	4,368,000	13件分	1,665,000	6件分
神山町	0		0		1,104,000	4件分	0	0	552,000	1件分	0	0
松茂町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	0	1,008,000	3件分	0	0
北島町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	0	552,000	2件分	0	0
藍住町	0		415,000	2件分	申立て費用に含む	無回答	463,000	2件分	申立費用に含む	0	429,000	2件分
板野町	0		0		216,000	1件分	0	0	432,000	2件分	116,000	1件分
上板町	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
那賀町	1,344,000	4件分	1,154,000	6件分	1,344,000	12件分	1,154,000	9件分	3,840,000	在宅5件、施設10件	2,547,200	在宅3件、入所8件
美波町	768,000	3件分	0		768,000	3件分	0	0	768,000	3件分	0	0
牟岐町	500,000		0		500,000	0	0	0	360,000	1件分	0	0
海陽町	984,000	3件分	317,000	2件分	984,000	3件分	294,000	2件分	984,000	3件分	0	0
つるぎ町	552,000	2件分	144,000	1件分	696,000	3件分	336,000	2件分	1,368,000	6件分	522,000	3件分
東みよし町	552,000	2件分	216,000	1件分	768,000	3件分	360,000	2件分	1,104,000	4件分	552,000	2件分

成年後見制度利用支援事業 申立費用の予算額と執行額【障がい者】

市町村	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	218,000	8件分	0		198,000	7件分	0	0	198,000	7件分	5,500	1件分
鳴門市	765,000	7件分	0		765,000	7件分	34,800	2件分	764,400	7件分	0	0
小松島市	103,600	2件分	0		97,000	1件分	0	0	97,000	1件分	0	0
阿南市	0		0		0	0	0	0	248,000	4件分	9,400	1件分
吉野川市	377,500	5件分	0		146,500	3件分	0	0	146,500	3件分	12,970	2件分
阿波市	255,600	4件分	0		349,700	7件分	32,756	3件分	393,000	6件分	0	0
美馬市	70,000	2件分	41,130	2件分	70,000	2件分	360,000	2件分	220,000	2件分	11,000	1件分
三好市	238,000	2件分	10928	1件分	230,000	2件分	0	0	229,400	2件分	32,308	1件分
勝浦町	114,000	2件分	0		114,000	2件分	0	0	200,000	2件分	0	0
上勝町	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	130,000	1件分	0		130,000	1件分	0	0	130,000	1件分	0	0
石井町	61,000	1件分	0		66,000	1件分	0	0	66,000	1件分	0	0
神山町	68,500		0		61,900	1件分	9,200	1件分	61,900	1件分	0	0
松茂町	108,900	1件分	0		108,900	1件分	0	0	108,900	1件分	0	0
北島町	114,000	1件分	0		114,000	1件分	0	0	114,000	1件分	0	0
藍住町	174,000	3件分	0		174,000	3件分	0	0	174,000	3件分	0	0
板野町	160,000	1件分	0		160,000	1件分	0	0	80,000	1件分	11,900	1件分
上板町	80,000	1件分	0		5,000	3件分	0	0	50,000	3件分	0	0
那賀町	84,000	1件分	0		84,000	1件分	0	0	84,000	1件分	0	0
美波町	90,000	3件分	0		90,000	3件分	0	0	90,000	3件分	0	0
牟岐町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0	0	100,000	1件分	0	0
海陽町	134,000	2件分	0		134,000	2件分	0	0	134,000	2件分	0	0
つるぎ町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	11,539	1件分	100,000	1件分	10,366	1件分
東みよし町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0	0	100,000	1件分	0	0

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の予算額と執行額【障がい者】

市町村	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	3,433,000	13件分	2,640,170	11件分	3,776,000	14件分	2,540,379	11件分	3,776,000	14件分	1,968,000	9件分
鳴門市	3,120,000	13件分	1,571,000	10件分	3,120,000	13件分	1,884,000	10件分	3,120,000	13件分	1,511,611	7件分
小松島市	600,000	2件分	300,000	1件分	300,000	1件分	300,000	1件分	300,000	1件分	300,000	1件分
阿南市	0	0	0		0	0	0	0	1,344,000	4件分	808,000	3件分
吉野川市	1,344,000	4件分	436,000	2件分	1,008,000	3件分	699,000	3件分	1,008,000	3件分	626,000	2件分
阿波市	552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	0	0	1,104,000	4件分	494,000	2件分
美馬市	360,000	2件分	312,000	2件分	360,000	2件分	330,000	2件分	600,000	2件分	440,000	2件分
三好市	168,000	1件分	0		672,000	2件分	0	0	672,000	2件分	0	0
勝浦町	336,000	2件分	0		336,000	2件分	0	0	336,000	2件分	0	0
上勝町	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	340,000	1件分	0		340,000	1件分	0	0	340,000	1件分	0	0
石井町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	244,000	1件分	336,000	1件分	0	0
神山町	0		0		552,000	2件分	0	0	552,000	1件分	336,000	1件分
松茂町	336,000	1件分	333,000	1件分	336,000	1件分	664,000	2件分	672,000	2件分	580,000	2件分
北島町	216,000	1件分	0		216,000	1件分	0	0	216,000	1件分	0	0
藍住町	216,000	1件分	214,000	1件分	216,000	1件分	214,000	1件分	252,000	1件分	216,000	1件分
板野町	336,000	1件分	156,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分
上板町	80,000		0		0	0	0	0	0	0	0	0
那賀町	252,000	1件分	0		252,000	1件分	336,000	1件分	252,000	1件分	336,000	1件分
美波町	768,000	3件分	0		768,000	3件分	0	0	768,000	3件分	0	0
牟岐町	360,000	12件分	0		360,000	12件分	0	0	360,000	1件分	0	0
海陽町	552,000	2件分	223,245	1件分	552,000	2件分	0	0	552,000	2件分	0	0
つるぎ町	600,000	2件分	240,000	1件分	600,000	2件分	240,000	1件分	300,000	1件分	240,000	1件分
東みよし町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	0	336,000	1件分	0	0

成年後見制度利用支援事業 令和5年度予算化状況

高齢者				
市町村	申立費用		後見報酬	
	令和5年度予算額	件数	令和5年度予算額	件数
徳島市	667,000	35	7,176,000	26
鳴門市	1,060,000	15	4,344,000	19
小松島市	0	0	1,344,000	4
阿南市	938,000	15	3,360,000	10
吉野川市	145,000	7	1,944,000	9
阿波市	411,000	6	2,064,000	9
美馬市	300,000	10	1,080,000	5
三好市	245,200	8	1,632,000	7
勝浦町	0	0	0	0
上勝町	0	0	0	0
佐那河内村	250,000	2	350,000	1
石井町	393,000	6	4,320,000	18
神山町	130,000	2	888,000	3
松茂町	264,300	5	1,344,000	4
北島町	108,000	10	552,000	2
藍住町	800,000	0	申立費用に含む	0
板野町	200,000	2	648,000	3
上板町	150,000	3	0	0
那賀町	275,000	鑑定費用5件、印紙代等10件	3,504,000	在宅4件、入所10件
美波町	90,000	3	768,000	3
牟岐町	100,000	1	360,000	1
海陽町	142,000	2	984,000	3
つるぎ町	240,000	2	1,488,000	6
東みよし町	250,000	10	1,104,000	4
計	7,158,500	154	39,254,000	151

障がい者				
市町村	申立費用		後見報酬	
	令和5年度予算額	件数	令和5年度予算額	件数
徳島市	198,000	7	3,722,000	13
鳴門市	764,400	7	3,120,000	13
小松島市	97,000	1	300,000	1
阿南市	248,000	4	1,344,000	4
吉野川市	146,500	3	1,008,000	3
阿波市	393,000	6	1,104,000	4
美馬市	220,000	2	840,000	4
三好市	229,400	2	672,000	2
勝浦町	200,000	2	336,000	2
上勝町	0	0	0	0
佐那河内村	130,000	1	340,000	1
石井町	66,000	1	480,000	2
神山町	89,000	3	768,000	3
松茂町	108,900	1	672,000	2
北島町	114,000	1	216,000	1
藍住町	174,000	3	252,000	1
板野町	80,000	1	336,000	1
上板町	50,000	3	0	0
那賀町	84,000	1	252,000	1
美波町	90,000	3	768,000	3
牟岐町	100,000	1	360,000	1
海陽町	134,000	2	552,000	2
つるぎ町	100,000	1	300,000	1
東みよし町	100,000	1	336,000	1
計	3,916,200	57	18,078,000	66

成年後見制度利用支援事業の実施における課題

【 高齢者福祉担当課 】

小松島市	低所得者や身寄りのない方の成年後見申立ては、申立て費用助成や後見報酬助成の対象となる場合が多いため、制度の促進が市の財政負担につながっていく。 制度を必要とする方が適正に利用できるよう、国・県の予算措置を講じていただく等バックアップを検討していただきたい。
阿南市	少子高齢化、核家族化の進展により、今後ますます経済的困窮者の制度利用が見込まれる中、財源の確保に課題がある。
美馬市	財源の問題
三好市	自治体ごとに制度の対象者に差があり、公平な支援になっていない。
那賀町	報酬助成の予算確保。
つるぎ町	利用支援事業の拡充を図るため、R5.11.1より町長申立て以外の場合についても報酬助成を行うこととしていますが、町の負担が大きくなっています。
東みよし町	申立費用や後見報酬の対象者拡充

【 障がい者福祉担当課 】

徳島市	対象者の拡充(財源確保)
鳴門市	・報酬助成の可否を判断するための基準(預貯金額や必要経費の考え方)が定まっていない。 ・複数後見人がついている場合であって、当該措置の事由が解消した際の取り扱いについて。 ・過去に市長申立を行った者に対する定期的な状況把握の体制づくり。 ・十分な財源の確保。 ・本市の市長申立を受けて成年後見制度利用支援事業を利用している者が市外へ転出した場合の対応(現在は引き続き本市が対応しているが、他市町村へ転出しているため本人の状況把握が困難)。
阿南市	少子高齢化、核家族化の進展により、今後ますます経済的困窮者の制度利用が見込まれる中、財源の確保に課題がある。
美馬市	財源の問題: 申立費用や後見報酬の財源は地域支援事業となっているが、地域支援事業の国庫負担金は実際に国が負担すべき額よりも低い額しか交付されていない。このため実質的には独自財源による運営となっており、市町村への負担が大きくなっている。
佐那河内村	利用者が増加した場合の予算確保。
上板町	予算及び周知

成年後見制度利用支援事業の実施に関する要望や意見

【高齢者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

小松島市	制度を推進していくにあたっては、後見人等の担い手確保が非常に重要となる。家庭裁判所でも「成年後見人等の仕事」について市民向けの公開講座等開催していただきたい。
美馬市	国に対し、財源確保に向けての活動をお願いしたい
石井町	報酬の審判額が、市町村の報酬助成の上限額によって決定されているように見受けられる。後見業務内容に応じた報酬を決定してほしい。

◇ 国や県に対して

徳島市	報酬助成を行う条件が自治体ごとに異なるため、どこの市町村がどの程度の収入、財産状況で助成を行うか、一定の基準をしめしてほしい。
小松島市	申立費用や成年後見人等への後見報酬助成の拡大には財政支援が必須であると考えます。また、住所地特例等の場合の各自治体連携のあり方等指針となるものを示していただきたい。
阿南市	前述の課題に対する財源確保の拡大及び市町村における当該事業の標準化
美馬市	国の財源を確保できなければ、成年後見制度利用支援事業は推進できなくなるとされる
石井町	生活保護者の後見人等報酬について、生活に必要な経費として保護費から支給してもらいたい。
北島町	高齢化が進み、今後は件数の増加が見込まれる。報酬の支払いが負担とならないよう、財政支援の拡充を進めてほしい。
那賀町	被後見人が町外に転出すると以降の報酬助成は対象外となる。他市町村の首長申立者に対しては報酬助成対象外となる自治体があるため、申立者が誰かに関わらず報酬助成を実施できるよう、自治体によって差が出ないように国がベースを定めて欲しい。報酬助成が住民サービスならば自治体による差は当然だが、報酬助成が権利を守るためのものならば自治体による差はあってはならないと思う。
つるぎ町	将来的な超高齢化が明確になっており、成年後見制度の利用についても今後増加が考えられることで、市町村長申立に限らず、低所得者に対しての申立費用・後見人等報酬費用の助成については、全額国費において実施することをお願いしたい。地方になるほどすでに急速な少子高齢化は進んでおり、高齢者に関わる費用の割合は大きく、財政面で全国同様に実施していくことが難しい。

◇ 関係機関に対して

小松島市	住所地特例等の市町村間を横断しての支援が必要となる場合に、相互連携の体制づくりに参画していただきたい。
------	---

成年後見制度利用支援事業の実施に関する要望や意見

【障がい者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

美馬市	国に対し、財源確保に向けての活動をお願いしたい
佐那河内村	成年後見人等の業務が適切に行われているかの確認を、どのようにしているかお伺いしたい。

◇ 国や県に対して

徳島市	補助金の満額支給
鳴門市	現在、国で検討されている後見人等のあり方や、報酬のあり方など、最新の情報があれば教えていただきたい。
阿南市	前述の課題に対する財源確保の拡大及び市町村における当該事業の標準化
美馬市	国の財源を確保できなければ、成年後見制度利用支援事業は推進できなくなるとされる
佐那河内村	住所地特例など自治体間連携が必要なケースへの協力をお願いしたい。

市民後見人に関する取り組み【高齢者】

市町村	市民後見人の養成					市民後見人の活動支援				
	養成を実施／実施方法		検討中	予定なし・その他／その理由		活動支援を実施／実施方法		検討中	予定なし・その他／その理由	
徳島市	○	委託						○		
鳴門市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
小松島市			○					○		
阿南市	○	委託						○		
吉野川市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿波市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美馬市	○	委託				○	委託			
三好市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		
勝浦町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上勝町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
佐那河内村				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
石井町			○						○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
神山町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
松茂町									○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
北島町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
藍住町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
板野町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上板町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		
那賀町				○	成年後見制度に対するニーズが少ない(無い)ことを把握しているため				○	成年後見制度に対するニーズが少ない(無い)ことを把握しているため
美波町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
牟岐町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
海陽町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		
つるぎ町			○					○		
東みよし町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため

市民後見人に関する取り組み【障がい者】

市町村	市民後見人の養成					市民後見人の活動支援				
	養成を実施／実施方法		検討中	予定なし・その他／その理由		活動支援を実施／実施方法		検討中	予定なし・その他／その理由	
徳島市	○	委託						○		
鳴門市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
小松島市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿南市	○	委託						○		
吉野川市				○	その他：広域で市民後見人の養成を検討しているため、今のところ単独で行う予定はない			○		
阿波市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美馬市	○	委託				○	委託			
三好市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		
勝浦町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上勝町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
佐那河内村				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
石井町			○						○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
神山町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
松茂町			○					○		
北島町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
藍住町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
板野町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上板町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
那賀町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美波町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
牟岐町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
海陽町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		
つるぎ町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
東みよし町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため

権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備【市町村計画の策定】

市町村	市町村計画					
	策定済み／策定期期		策定予定／作成予定時期		予定なし／理由	
徳島市	○	令和4年3月				
鳴門市	○	令和3年3月				
小松島市	○	令和3年3月				
阿南市	○	令和2年9月				
吉野川市	○	令和5年3月				
阿波市	○	令和4年3月				
美馬市	○	令和2年3月				
三好市	○	令和5年3月				
勝浦町	○	令和3年3月				
上勝町	○	令和4年3月				
佐那河内村			○	令和6年3月		
石井町	○	令和4年3月				
神山町	○	地域福祉計画にて策定済み				
松茂町	○	令和3年3月				
北島町	○	令和4年3月				
藍住町	○	令和4年3月				
板野町	○	令和2年3月				
上板町					○	地域連携ネットワークの整備の為に準備段階であり、具体的な策定予定年月は決定していない。
那賀町	○	令和4年4月				
美波町	○	令和2年3月				
牟岐町	○	令和2年3月				
海陽町	○	令和3年3月				
つるぎ町	○	令和3年3月				
東みよし町	○	令和3年3月				

権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備【中核機関の設置】

市町村	設置済み			
	設置済み／設置時期		委託先①	委託先②
徳島市	○	令和4年3月	社会福祉法人徳島市社会福祉協議会	
鳴門市	○	令和4年3月		
小松島市	○	令和3年12月	社会福祉法人小松島市社会福祉協議会	
阿南市	○	令和3年4月	社会福祉法人阿南市社会福祉協議会	
吉野川市	○	令和5年3月		
阿波市	○	令和5年3月		
美馬市	○	令和4年3月	社会福祉法人美馬市社会福祉協議会	特定非営利活動法人とくしま絆ネット
三好市	○	令和5年3月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
勝浦町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
上勝町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
佐那河内村	○	令和4年4月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
石井町	○	令和4年5月	社会福祉法人石井町社会福祉協議会	特定非営利活動法人とくしま絆ネット
神山町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
松茂町	○	令和4年12月	社会福祉法人松茂町社会福祉協議会	
北島町	○	令和4年4月		
藍住町	○	令和4年3月	社会福祉法人藍住町社会福祉協議会	
板野町	○	令和4年4月		
上板町	○	令和5年3月		
那賀町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
美波町	○	令和5年3月	特定非営利活動法人とくしま絆ネット	
牟岐町	○	令和5年2月	社会福祉法人牟岐町社会福祉協議会	特定非営利活動法人とくしま絆ネット
海陽町	○	令和3年4月		
つるぎ町	○	令和3年4月		
東みよし町	○	令和4年3月	社会福祉法人東みよし町社会福祉協議会	特定非営利活動法人とくしま絆ネット

市町村計画の策定、中核機関の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における課題

【高齢者福祉担当課】

鳴門市	令和4年3月に中核機関の立ち上げを行ったが、人員や予算措置、活動内容等について課題があり、活動内容について今後も関係機関と連携し、検討していく必要がある。
小松島市	中核機関は設置済であるが、今後は住所地特例等の自治体を横断して支援をすべき方の成年後見等の支援のあり方、他市町村の中核機関との連携を協議していく必要があると考えている。
阿南市	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築には、福祉職に限らない多職種・他業種の連携が必要とされている。また、地域社会への参加支援という観点を踏まえると、地域全体を巻き込む必要があるが、その関係性づくりに着手できておらず、手探りでの構築となることに課題を感じている。
北島町	人員不足や知識不足により、支援が不十分な点がある。今後、中核機関として、どのような活動を実施できるか検討が必要。
上板町	マンパワー不足が一番の課題。当町の現状は担当職員が高齢者と障がい者でそれぞれ1名計2名で、成年後見関係業務を行っているが、それぞれに別の業務も抱えており、業務の間に専門知識の学習等を行える時間があまりに少ないのが現状である。先進市町村へ見学を行ってはとの発案をいただいた事もあるが、時間の確保が難しく検討段階で終わっている。また担当者は専門職種でもないため、経験も不足しており、何を進めて行くにしても手探りの状態である。

【障がい者福祉担当課】

阿南市	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築には、福祉職に限らない多職種・他業種の連携が必要とされている。また、地域社会への参加支援という観点を踏まえると、地域全体を巻き込む必要があるが、その関係性づくりに着手できておらず、手探りでの構築となることに課題を感じている。
-----	--

市町村計画の策定、中核機関の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に関する意見や要望

【高齢者福祉担当課】

◇家庭裁判所に対して

小松島市	市民後見人や法人後見など、担い手の育成や適正な後見人等の選任・交代についても支援、参画いただければと考える。
阿南市	継続した市との関係性の構築(計画策定審議会や協議会への参画等)

◇国や県に対して

徳島市	財政支援をお願いしたい。
小松島市	行政担当者は定期異動ではじめて成年後見制度や権利擁護支援に触れる者も多い。そのため、県・国が分かりやすく説明した指針の提示や定期的な研修を実施して欲しい。
阿南市	地域連携ネットワークの具体的な構築方法等に関する先進事例等の研修会の実施など。

◇関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

小松島市	今後、自治体横断的な支援が必要となってくる案件も増加すると考えられる。そのため、県単位の地域連携ネットワークの構築を考えていく必要がある。
つるぎ町	中核機関の役割として、成年後見制度利用促進機能のうち、法人後見をはじめとする担い手の養成があるが、まだ法人後見、市民後見といった体制の整備に至っていない。高齢・過疎が進んでいる事や、身寄りのない人などのケースが増加しているといったこともあり、市民後見人の養成、市民後見人での対応に困難さがあり、現状、法人後見の整備が優先と考えている。町全体として権利擁護支援、地域支援ネットワークの構築にあたり、法人としても法人後見を実施できる体制を整備してほしいと考えている。

【障がい者福祉担当課】

◇家庭裁判所に対して

阿南市	継続した市との関係性の構築(計画策定審議会や協議会への参画等)
-----	---------------------------------

◇国や県に対して

阿南市	地域連携ネットワークの具体的な構築方法等に関する先進事例等の研修会の実施など
勝浦町	引き続き、研修やサポートなどをしていただきたい。

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

【 高齢者福祉担当課 】

小松島市	成年後見制度や申立て手続きの手順等や日常生活自立支援事業について説明した後見センターのパンフレットを配布している。
阿南市	成年後見センターや地域包括支援センター等と連携した権利擁護施策の検討等
阿波市	・地域支援事業(総合相談において、市民からの相談に対応している) ・権利擁護(高齢者虐待含む)に関する研修を行っている。 ・市の広報誌に権利擁護(高齢者虐待、成年後見制度)について掲載し、周知している。 ・介護支援専門員連絡会等において、制度や高齢者虐待についての研修を行っている。
上勝町	・地域包括支援センターにおける相談対応及び申立て支援 ・地域住民を対象とした講座の開催等
佐那河内村	研修会の開催
石井町	権利擁護セミナー、なんでも無料相談会、ふじっこあんしんサポーター養成講座の開催
松茂町	後見制度の本人申立て、親族申立てが困難である場合、町長申立ても含め支援の方向性を中核機関の支援検討会議で話し合っている。また、後見人の候補専門職を受任者調整している。
板野町	介護支援専門員に高齢者の権利擁護について学ぶ機会を作っている。(司法書士を招き、研修会を実施。)
牟岐町	権利擁護セミナーを開催をしている。
つるぎ町	・関係機関に対しての権利擁護に関する研修会。 ・高齢者との関わりのある機関への中核機関の周知。 ・選任された後見人等と連携して、被後見人等との調整や手続き等の支援

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

【 障がい者福祉担当課 】

鳴門市	現在、障がい者担当課・高齢者担当課・社会福祉協議会の三者で成年後見制度利用促進について必要に応じて協議している。
阿南市	成年後見センターや地域包括支援センター等と連携した権利擁護施策の検討等
勝浦町	・成年後見制度についての研修会 ・自立支援協議会で関係機関と情報共有を行い、連携している ・相談支援事業所へ相談事業を委託し、権利擁護のために必要な援助を行っている。
上勝町	地域住民を対象とした講座の開催等
佐那河内村	研修会の開催
石井町	・権利擁護セミナー、なんでも無料相談会、ふじこあんしんサポーター養成講座の開催 ・権利擁護部会での虐待防止研修(年1回)
上板町	健康推進課にて行っている
牟岐町	権利擁護セミナーを開催している。
つるぎ町	つるぎ町障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会を設立した。(H30.10.1)
東みよし町	問題が起これば関係機関と連携し、権利擁護のケース会を行っている。

成年後見制度関連担当課 一覧

市町村	高齢者				障がい者			
	担当課	電話番号	FAX	メールアドレス	担当課	電話番号	FAX	メールアドレス
徳島市	健康福祉部 健康長寿課 地域ケア推進担当	088-621-5574	088-655-6560	kenko_choju@city-tokushima.i-tokushima.jp	健康福祉部 障害福祉課	088-621-5177	088-621-5300	svogai_fukushi@city-tokushima.i-tokushima.jp
鳴門市	長寿介護課	088-684-1274	088-684-1321	chojukaigo@city.naruto.i-tokushima.jp	社会福祉課	088-684-1219	088-684-1137	shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp
小松島市	地域共生社会推進	0885-32-3507	0885-35-0272	kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp	介護福祉課 障がい福祉担当	0885-32-2279	0885-35-0272	s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp
阿南市	保健福祉部福祉事務所地域共生推進課	0884-22-3440	0884-22-1813	chikyo@anan.i-tokushima.jp	保健福祉部福祉事務所地域共生推進課	0884-22-3440	0884-22-1813	chikyo@anan.i-tokushima.jp
吉野川市	長寿いきがい課	0883-22-2264	0883-22-2260	kaigo@yoshinogawa.i-tokushima.jp	健康福祉部社会福祉課	0883-22-2263	0883-22-2260	shougai-f@yoshinogawa.i-tokushima.jp
阿波市	介護保険課 地域包括支援センター	0883-36-6543	0883-26-6054	kaigo@awa.i-tokushima.jp	健康福祉部 社会福祉課	0883-36-6812	0883-36-5158	shogaifu@awa.i-tokushima.jp
美馬市	美馬市長寿・障がい福祉課	0883-52-5613	0883-52-1197	kaigo@mima.i-tokushima.jp	長寿・障がい福祉課	0883-52-5614	0883-52-1197	cyouju@mima.i-tokushima.jp
三好市	みよし地域包括支援センター	0883-72-5877	0883-76-0150	k-ooga_01@city.tokushima-miyoshi.lg.jp	環境福祉部 長寿・障害福祉課	0883-72-7610	0883-72-7605	t-motoki_02@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
勝浦町	福祉課	0885-42-1502	0885-42-3028	m_fukuno@town.katsuura.i-tokushima.jp	福祉課	0885-42-1502	0885-42-3028	c_nakanishi@town.katsuura.i-tokushima.jp
上勝町	住民課	0885-46-0111	0885-46-0323	mihara_tomomi@kamikatsu.i-tokushima.jp	住民課	0885-46-0111	0885-46-0323	mihara_tomomi@kamikatsu.i-tokushima.jp
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971	088-679-2125	kenfuku@sanagochi.i-tokushima.jp	健康福祉課	088-679-2971	088-679-2125	kenfuku@sanagochi.i-tokushima.jp
石井町	長寿社会課	088-674-6111	088-674-2030	tvoujushakai@ishii.i-tokushima.jp	福祉生活課	088-674-1116	088-675-1500	fukushiseikatu@ishii.i-tokushima.jp
神山町	地域包括支援センター	088-676-1185	088-676-1100	emi-urayama@town.kamiyama.lg.jp	地域包括支援センター	088-676-1185	088-676-1100	emi-urayama@town.kamiyama.lg.jp
松茂町	長寿社会課、地域包括支援センター	088-683-4566	088-699-6008	mhoukatsu4566@gmail.com	福祉課	088-699-8713	088-699-2141	fukushi@town.matsushige.tokushima.jp
北島町	社会福祉課・地域包括支援センター	088-698-9802	088-698-8951	sfukushi@kitajima.i-tokushima.jp	社会福祉課	088-698-9802	088-698-8494	sfukushi@kitajima.i-tokushima.jp
藍住町	福祉課	088-637-3114	088-637-3150	hukushi@aizumi.i-tokushima.jp	福祉課	088-637-3114	088-637-3150	hukushi@aizumi.i-tokushima.jp
板野町	福祉保健課 地域包括支援センター	088-672-1026	088-672-7127	tiikihoukatsu@town-itano.i-tokushima.jp	福祉保健課	088-672-5986	088-672-2533	fukushi@town-itano.i-tokushima.jp
上板町	健康推進課	088-694-6810	088-694-5903	ks@kamiita.i-tokushima.jp	民生児童課	088-694-6811	088-694-5903	mj@kamiita.i-tokushima.jp
那賀町	保健医療福祉課	0884-62-1141	0884-62-1115	sachie-matsumoto@naka.i-tokushima.jp	保健医療福祉課	0884-62-1141	0884-62-1115	syougai@naka.i-tokushima.jp
美波町	福祉課	0884-77-3614	0884-77-1666	oomi.chiharu@minami.i-tokushima.jp	福祉課	0884-77-3614	0884-77-1666	oomi.chiharu@minami.i-tokushima.jp
牟岐町	健康生活課	0884-72-3417	0884-72-2716	m-ootake@mugi.i-tokushima.jp	住民福祉課	0884-72-3416	0884-72-2716	m-haruki@mugi.i-tokushima.jp
海陽町	長寿福祉人権課	0884-73-4312	0884-73-3880	marusawa-yuuta@kaiyo-town.jp	長寿福祉人権課	0884-73-4312	0884-73-3880	marusawa-yuuta@kaiyo-town.jp
つるぎ町	長寿介護課	0883-62-3111	0883-55-1051	hoken@tsurugi.i-tokushima.jp	福祉課	0883-62-3116	0883-55-1051	shimizu_k@tsurugi.i-tokushima.jp
東みよし町	福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	tadashi-ogata@higashimiyoshi.i-tokushima.jp	福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	fukushi01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp